

江別市介護人材確保定着支援事業に関するQ & A

【共通】

Q 1	介護事業所は江別市内にありますが、法人本部所在地は市外でも対象になりますか。
A 1	対象になります。
Q 2	事業譲渡する予定がありますが、申請できますか。
A 2	申請日の属する年度末までに事業所を休止または廃止する場合は申請できません。
Q 3	申請方法の指定はありますか。
A 3	持参または郵送のいずれかで申請してください。なお、予備申請は電子メールでも可能です。
Q 4	雇用奨励金とケアプランデータ連携システムの補助金は、両方申請できますか。
A 4	申請できます。
Q 5	雇用奨励金、定住奨励金、家賃補助は法人を通じて渡すのはなぜですか？
A 5	各法人が人材の確保・定着の取り組みを進めていくなかで、求職者に対するインセンティブや職場定着の手段として活用してもらうためです。
Q 6	予備申請をしましたが、その後、申請はしないことになりました。
A 6	介護保険課まで連絡してください。
Q 7	市から奨励金等の振り込みを受ける口座に決まりはありますか。
A 7	法人の口座としてください。
Q 8	対象となる有資格者を雇用しましたが、介護職員としては勤務しません。その場合は対象となりますか。
A 8	事務職員や福祉用具専門相談員など、介護職員としての業務や介護支援専門員などのマネジメント業務に従事しない場合は対象外です。

【雇用奨励金】

Q1	正規職員かつ常勤として雇用しましたが、3か月の試用期間があります。この3か月間も1年以上継続して勤務する期間に含みますか。
A1	含みます。
Q2	令和7年4月1日以前から非正規の介護職員として雇用している者を今般正規職員として雇用することにしました。この場合は、対象となりますか。
A2	対象外です。対象は令和7年4月1日以降に雇用した人です。
Q3	雇用奨励金の申請は、12月中に1回のみですか？
A3	申請期間内であれば何回でもできます。2回目以降の申請は、同一人物を重複申請しないよう留意してください。
Q4	雇用奨励金の申請後に家賃補助の申請を別に行いました。実績報告は1つに合わせて行えますか。
A4	申請を分けて行った場合は、それぞれ実績報告書を提出してください。
Q5	申請を行いました。要件を満たさなくなりました。
A5	申請取下書（様式第9号）を提出してください。
Q6	奨励金等の交付を受けた交付要件対象者を人事異動で他の事業所へ勤務させた場合は、奨励金等の返還の対象でしょうか。
A6	同一法人内の市内事業所間の人事異動は返還の対象となりませんが、市外事業所は返還の対象です。ただし、起算日から1年を経過している場合は、返還の対象となりません。
Q7	交付要件対象者へ奨励金等を支給しましたが、採用から1年を経過する前に自己都合退職しました。奨励金等の返還義務があるのは誰ですか。
A7	返還は交付決定を受けた法人です。申請取下書（第9号様式）を提出してください。返還通知を送付しますので、指定する口座に返還してください。
Q8	口座振込や現金支給など、支給方法は決まっていますか。
A8	支給方法は問いません。この奨励金等の額が分かるように支給してください。現金で支給した場合は、領収書等により授受したことが分かるようにしてください。実績報告では、支給した額が分かる書類等の写しを添付してください。
Q9	現在、在籍はしていますが休職している場合は申請できますか。
A9	復職後に申請してください。復職した場合でも、起算日から1年を経過した場合や勤務時間が著しく短い場合は申請できません。
Q10	雇用した者が過去に他市町村で類似の補助金を受けていましたが、この場合、対象になりますか。
A10	対象です。
Q11	市内の対象外事業所（医療機関など）で介護職員として就労していた者を雇用した場合は、対象になりますか。
A11	対象です。
Q12	雇用期間は1年ですが、自動更新で1年以上就労する見込みの場合は対象ですか。
A12	対象外です。雇用契約等で期間の定めがない、または1年以上の雇用期間が確認できる場合が対象です。
Q13	奨励金等は一括して交付要件対象者に支給する必要がありますか。
A13	一括もしくは分割でも構いません。実績報告に間に合うように支給してください。

【定住奨励金】

Q 1	同じ人が転入と転出を繰り返した場合、都度、定住奨励金の対象でしょうか。
A 1	1 回限りです。
Q 2	申請日時点では転入済でしたが、その後、転出しました。申請の取下げや定住奨励金の返還となりますか。
A 2	当該事業所で就労を継続している場合は必要ありません。起算日から1年以内に離職した場合は返還となります。

【家賃補助】

Q 1	家賃補助の対象期間に会計年度が替わる場合は、どう申請しますか。
A 1	対象期間が2会計年度にまたがる場合は、年度ごとに対象期間分を申請してください。また、持ち家に引っ越すなど、事前に要件を満たさなくなることが分かっている場合は、必要な月数分を申請してください。なお、起算日から1年以内に離職した場合は返還となります。
Q 2	賃貸住宅から持ち家に移った後、再度、賃貸住宅に移った場合は補助の対象ですか。
A 2	起算日から1年以内の間であれば対象です。この場合、初回の賃貸借契約日から起算してください。
Q 3	最大12か月分の支給は、1万円を12回本人へ支給するものですか。
A 3	一括もしくは分割でも構いません。実績報告に間に合うように支給してください。

【ケアプランデータ連携システム導入補助金】

Q 1	システム導入補助金の実績報告は必要ありますか。
A 1	システム導入補助金は、精算額で申請・決定を行うため必要ありませんので、支払ったことが分かる資料を添付して申請してください。 (介護給付費等支払決定額通知書の写しなど)
Q 2	事業所は1か所ですが、複数のサービスを提供しているため事業所番号がそれぞれあり、ライセンス料もそれぞれ支払った場合は対象ですか。
A 2	事業所番号ごとに補助しますので、それぞれ対象です。申請は事業所番号ごとに行ってください。なお、複数事業所を運営していても、事業所番号が同じ場合は、1事業所番号当たりの補助となります。
Q 3	介護ソフトは補助の対象ですか。
A 3	対象外です。
Q 4	ケアプランデータ連携システムの利用・導入方法が分かりません。
A 4	公益社団法人国民健康保険中央会のヘルプデスクサポートサイトを参照してください。
Q 5	ケアプランデータ連携システムを利用している事業所はどこですか。
A 5	福祉・保健・医療の総合情報サイトWAMNETを参照してください。
Q 6	ケアプランデータ連携システムの連携対象サービスは何ですか。
A 6	厚生労働省から発出されている「ケアプランデータ連携標準仕様」を参照してください。